

第154回 岡山県都市計画審議会 議事録

1 開催日時 平成28年2月15日(月) 14:00～14:50

2 開催場所 岡山県庁 9階 大会議室

3 出席委員 委員及び臨時委員17名中13名

川口正子委員、藤井義和委員、武藤一江委員、橋本成仁委員、
中野惇委員、山下明美委員、二宮一枝委員、仲家修一委員(代
理)、丸山隆英委員(代理)、伊藤文夫委員、宮武博委員、黒
田栄三郎臨時委員、小林伸治臨時委員(代理)

(委員名簿順)

4 議 題

第1号議案 岡山県南広域都市計画区域区分(倉敷市)の変更について

第2号議案 岡山県南広域都市計画臨港地区(倉敷市)の変更について

第3号議案 東京製鐵株式会社 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

5 議事録

司 会 それでは、これより議事に入らせていただきます。議事に先立ちまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきたいと思います。まず、A4版の「議事次第」と書かれた資料。次にA4版の「議案集」、A3版の「付議案の概要」、最後にA3版の「説明資料」でございます。以上の資料がお元に揃っておりますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、岡山県都市計画審議会条例第7条の規定によりまして、これより先の議事の進行は会長にお願いいたします。藤井会長よろしくお願ひいたします。

(1) 署名委員の指名

会 長 それでは、議事を進めてまいります。はじめに、署名委員の指名をさせていただきます。署名委員は今回の審議会の議事録を、委員を代表して確認と署名をいただくものですが、今回の署名委員は武藤委員と、二宮委員のお二方をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(2) 公開・非公開の採決

次に、今回の審議会を公開で進めるか、非公開で進めるかにつきましてお諮りしたいと思います。まず、事務局から今回の審議会におきます付議案の概要について説明をお願いします。

(付議案の概要説明)

事 務 局 都市計画課長の樋之津でございます。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。A4版の「付議案の概要」をお願いいたします。本日の議案は3議案でございます。第1号議案は「岡山県南広域都市計画区域区分の変更について」でございます。玉島ハーバーアイランドの公有水面埋立事業が完了した区域を市街化区域に編入するものでございます。第2号議案は、第1号議案に関連しまして同区域を臨港地区に指定するものでございます。第1、2号議案につきましては、縦覧手続きにおきまして、意見書の提出はございませんでした。第3号議案は、「東京製鐵株式会社 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」でございます。建築基準法第51条ただし書きによる許可を行うものでございます。

会 長 ありがとうございます。今回の議案に関しましては、非公開とすべき特段の理由はないと考えます。従いまして、本審議会は公開することとし、希望者の傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。

(各委員：異議なし)

(3) 第1号議案から第3号議案の審議

会 長

それでは、議案の審議に入ります。第1号議案は、岡山県南広域都市計画区域の区域区分、いわゆる線引きの変更、第2号議案は、第1号議案に関連します臨港地区の指定ということでございますので、2議案を一括審議いたしたいと思っております。事務局からの説明を求めます。

事 務 局

それでは、説明をさせていただきます。A3横の説明資料の1ページ目をお開きください。第1号議案の「岡山県南広域都市計画区域区分の変更」、第2号議案の「岡山県南広域都市計画臨港地区の変更」でございます。以上2議案の概要をあわせて説明させていただきます。都市計画法の土地利用の制度について説明させていただきます。土地利用を規制する主な都市計画は、左上の図に示してございますように、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため「市街化区域」と「市街化調整区域」を定める「区域区分」や、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などに対するルールを定め、土地の合理的な利用を図るために定める「地域地区」などがございます。今回の案件は、図の1段目でございます区域区分、及び、下から1段目の枠内でございます、地域地区のひとつである「臨港地区」の変更を行うものでございます。なお、上から2段目でございます、「用途地域」につきましても、決定権者である倉敷市において、手続きを進めているところでございます。

左下「区域区分及び臨港地区とは」をご覧ください。第1号議案であります、「区域区分」について説明させていただきます。「区域区分」とは、都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分することでございます。「市街化区域」とは、「すでに市街地を形成している区域」、及び「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」であり、用途地域などの土地利用や道路、公園、下水道などの都市施設、土地区画整理事業などの都市計画を総合的に定める区域でございます。一方、「市街化調整区域」とは、「市街化を抑制すべき区域」であり、用途地域や市街地整備に関する都市計画は原則として定めない区域でございます。開発・建築行為など、市街化を助長するものは厳しく制限される一方、農業振興地域が指定されるなど農地の保全や農業施策等は積極的に行われる区域でございます。

続きまして、第2号議案であります、臨港地区について説明させていただきます。「臨港地区」とは、港湾を管理運営するために定める「地域地区」のひとつであり、港湾区域を地先水面とする地域で、港湾施設、海事関係官公署や臨海工場など、港湾を管理運営する上で必要な施設が立地する地域、及び将来これらの施設のために供せられる地域でございます。臨港地区を指定することにより、港湾管理者は、港湾の管理運営の観点から、条例により独自の用途制限を行うことが可能になります。指定の手続きについてですが、臨港地区は、港湾管理者が申し出た案に基づき都市計画に定めるものであり、国際拠点港湾、重要港湾に係る臨港地区については、県が決定又は変更するものとなっております。

ます。水島港は、国際拠点港湾ですので、今回の変更は、県が行うものでございます。

右上「位置図」をご覧ください。今回の議案の位置について説明させていただきます。図中に赤で着色しております、倉敷市の水島港に位置する、玉島乙島地区において、新たに公有水面埋立事業が完了し、現在は市街化調整区域である地区、30haについて、市街化区域及び臨港地区の指定を行うものでございます。水島港の概要についてですが水島港は、岡山県が管理する港湾であり、昭和37年に開港しております。平成15年に特定重要港湾に指定され、その後、平成23年に港湾法の改正に伴い国際拠点港湾に変更されております。

右下「水島港港湾計画図」をご覧ください。水島港のうち、今回の変更区域は玉島ハーバーアイランドに位置しますが、昭和62年に公有水面埋立て事業に着手し、その後、事業が完了した区域について、順次、市街化区域への編入及び臨港地区の指定をしております。これまでに、公有水面埋立て事業が完了した青枠で囲んだ範囲について、平成16年、25年、26年に、今回と同様の手続きを順次行っております。今回の変更区域は、赤枠で囲んだ範囲でございまして、港湾計画図では、埠頭用地、港湾関連用地、工業用地、緑地となっております。

それでは、資料の2ページ目をお開き頂いて、右上「都市計画上の観点」をご覧ください。今回の議案が都市計画上支障ないかどうかをご検討頂くにあたりまして、必要な「都市計画の観点」について説明させていただきます。都市計画法第6条の2の第3項に都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針いわゆる都市計画区域マスタープランに即したものでなければならないとされております。まず、都市計画区域マスタープランにおける基本的事項との整合について説明させていただきます。都市計画区域マスタープランの都市づくりの方針といたしましては、人口減少・少子高齢化に対応していくため、集約型都市構造への転換を目指すこととしており、市街化区域内の低・未利用地を十分活用し、市街化調整区域においては、原則として市街化の更なる拡大を抑制することとしつつ、地域経済を支える臨海部の工業地帯等の生産基盤の充実を図るなど、秩序ある土地利用のもとで計画的に産業の振興を図ることとしていることから、今回の議案と都市計画は整合していると考えてます。また、都市計画区域における「市街化区域のおおむねの規模」につきましましては、人口、産業の見通し、市街化の現状及び動向、計画的市街地整備の見通しを勘案し、平成27年のおおむねの規模を、26,600haと想定しており、この規模の範囲内で決定しております。詳細は後ほど説明します。

続きまして、左下「区域区分及び臨港地区の変更箇所」をご覧ください。今回の区域区分及び臨港地区の変更箇所について説明させていただきます。水島港の玉島乙島地区におきまして、平成26年8月に公有水面埋立事業が完了し、現在は市街化調整区域である30haの地区につきまして、物流拠点としての更なる機能充実を図るため、市街化区域に指定し、あわせて臨港地区に指定するものでございます。なお、本地区につきましましては、倉敷市において用途地域の指定手続きを進めており、準工業地域及び工業専用地域の指定がなされる見込み

となっております。

右上「区域区分の変更面積」をご覧ください。区域区分の変更面積について説明させていただきます。今回の変更箇所は、「特定保留地区」に位置付けた地区の一部でございます。「特定保留地区」とは、土地区画整理事業や公有水面埋立事業等による計画的な市街地整備の見通しがある程度たっているものについて、実施の見通しが明らかになった時点で、市街化区域に指定するものとして、あらかじめ位置付けた地区でございます。特定保留地区に位置付けた地区は、岡山市2地区、倉敷市2地区の合計4地区で、112.8haございました。そのうち、倉敷市の1地区、1.3haにつきましては、平成26年3月に市街化区域に編入しています。今回は、倉敷市の41.1haのうち30.0haについて市街化区域に編入するものでございます。これにより、本都市計画区域における市街化区域の面積は、約26,418haとなりますが、都市計画区域マスタープランで示す市街化区域のおおむねの規模である、26,600haの範囲内でございます。

右下「都市計画の変更手続き」をご覧ください。都市計画の変更手続きにつきまして、説明をさせていただきます。まず、公聴会の開催にあたり平成27年9月4日から18日にかけて、都市計画の原案の縦覧を行いました。いずれの議案につきましても、意見書の提出はございませんでしたので、公聴会の開催につきましては中止いたしました。その後、倉敷市への意見照会を行い、また、政令指定都市を含む都市計画区域に係る都市計画の決定や変更につきましては、政令指定都市の長と協議することとなっておりますので、岡山市との協議も整えまして、原案どおり都市計画の案をとりまとめたところでございます。また、平成28年1月8日から22日にかけて、都市計画の案の縦覧を行いました。この縦覧におきましても、意見書の提出はございませんでした。本日、ご承認をいただきましたら、国土交通大臣への同意協議の申請を行いまして、大臣同意が得られたのちに、都市計画の決定をさせていただきたいと考えております。以上で、第1号、2号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

(委員から質疑なし)

会 長 ご意見、ご質問はないようです。第1号議案及び第2号議案につきまして、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(各委員：異議なし)

会 長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、第1号議案及び第2号議案につきまして、原案どおり承認することと決定いたします。それでは、第

3号議案の審議に入ります。第3号議案について、事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、説明をさせていただきます。資料の3ページ目をお開きください。第3号議案は、「東京製鐵株式会社 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」でございます。これは、産業廃棄物処理施設の設置の許可にあたりまして、倉敷市より、「その敷地の位置について、都市計画上支障がないか」ということにつきまして、県の都市計画審議会への付議依頼があったものでございます。本案件を県の都市計画審議会に付議する理由についてでございますが、建築基準法第51条では、都市計画区域内においては産業廃棄物処理施設等の建築物は「都市計画においてその敷地の位置を決定しているものでなければ新築・増築は出来ない」とされているところでございます。ただし、都市計画決定がなされていない場合においては「都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認められた場合は、新築、増築が可能となる」と定められております。産業廃棄物処理施設の位置を都市計画決定する場合は、県が都市施設として決定するものでございますが、本案件については、その敷地位置を都市計画決定していないため、特定行政庁である倉敷市から県の都市計画審議会に対し、議案として付議するよう依頼があったものでございます。

左下に「産業廃棄物処理施設の建築許可申請」についてのフロー図を示しております。計画者から特定行政庁である倉敷市に対し、敷地の位置が都市計画決定されていない産業廃棄物処理施設の建築許可申請が提出されたことから、市の都市計画審議会での審議を経て、県の都市計画審議会へと付議されており、本日の審議にて、ご承認いただきましたら、倉敷市が計画者に建築許可を出すという流れとなっております。

右上の「位置図」をご覧ください。ご審議いただきます敷地の位置につきましては、赤い丸印で示しております倉敷市南畝四丁目の工業専用地域であり、水島港臨港地区にも指定されております。

右下の「産業廃棄物の処理施設の概要」をご覧ください。今回、ご審議いただきます案件は、事業者である東京製鐵株式会社が、稼働中の岡山工場の電気炉をそのまま利用して、新たに産業廃棄物の中間処理事業を始めるものであり、敷地面積は約46haであります。処理品目および処理方法等ではありますが、処理品目については「廃乾電池」であり、産業廃棄物である、汚泥、廃プラスチック類、金属くずを含んでおります。また、処理方法につきましては、現在、主原料の鉄スクラップを電気炉で熔融し、H形鋼などの製品を作る工場として稼働している東京製鐵岡山工場の設備をそのまま利用し、主原料である鉄スクラップとともに、産業廃棄物である廃乾電池を少量、投入することにより、焼却処分すると同時に乾電池に使われている鉄のリサイクルを行う計画であり、産業廃棄物の中間処理施設に位置付けられることとなります。処理能力につきましては、既存のAC電気炉、DC電気炉ともに廃乾電池の処理能力は1日あたり120tであり、1日あたりの処理能力が廃棄物処理法施行令で定める規模を超えるため、産業廃棄物処理施設に該当することとなり、建築基準法第51条の対象とな

る施設となります。

次に4ページ目をお開き下さい。左側には「施設配置図」を示しております。今回の産業廃棄物処理施設でございますが、既存の東京製鐵岡山工場の製鋼用電気炉をそのまま使用し、産業廃棄物を処理するため、新たに建築する建屋等はありません。廃乾電池の処理工程であります。処分する廃乾電池は東側の正門より搬入し、北西に位置する保管場所に集積します。処分に当たっては保管場所から選別場所までフォークリフトで運搬し、水銀を含む可能性があるボタン型電池や異物を電動ふるい等により除去したうえで、AC炉またはDC炉に運び、主原料とともに電気炉に投入し焼却処分すると同時に、乾電池に使われている鉄を資源として再利用します。その後は、通常の鋼材として製品製造工程へと進み、AC炉からはH形鋼、I形鋼などの形鋼や異形棒鋼、DC炉からはカットシートやメッキコイルなどに加工され、出荷されます。なお、選別の過程で除去されたボタン型電池については、東京製鐵岡山工場で生じた産業廃棄物として適正に処分される計画となっております。

右側の「付近見取り図」および「生活環境影響調査の調査地点位置図」をご覧ください。申請地は工業専用地域に位置しており、その周辺も工業地域や準工業地域といった用途が指定されている工業地で、付近の道路も十分な幅員を有しております。また、廃棄物処理法により義務づけられております生活環境影響調査の調査位置につきましては、下の図のように直近の民家は焼却施設の一つであるAC炉から約360m離れた位置にございますが、調査位置は敷地境界として調査項目ごとに図のように設定しております。

5ページ目をお開き下さい。今回の施設が、都市計画上支障がないかどうかをご検討いただくにあたりまして、「都市計画上の観点」として、2つの観点をあげております。1点目は「当該施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合」ということで、敷地およびその周辺の用途地域の指定の状況、風致地区や景勝地の有無、さらには学校、病院、公園などの公共施設との位置関係についてでございます。2点目は「都市環境への影響」ということで、新しく施設が稼働することに伴う搬出入の車輛の増加による交通への影響はどうか、また、廃棄物処理法によりまして義務づけられております生活環境影響調査による悪臭、大気質、騒音、振動、水質汚濁といった項目に関する影響はどうか、という観点でございます。

まず1つめの観定の「敷地の位置と都市計画との整合」について説明いたします。「敷地及び周辺の用途地域の指定状況」でございますが、申請のあった敷地の位置は、水島臨海工業地帯内の工業専用地域であり、周辺地域も主として住居の用に供される地域ではない工業地域、準工業地域となっていることから、産業廃棄物処理施設の立地位置としては、都市計画と整合していると考えます。また、当該敷地の周辺には風致地区や景勝地はありません。学校、病院などとの位置関係については、いずれも事業予定地から1km以上離れており、距離的に影響がない位置でございます。よって、既存の都市計画との整合に問題はないと判断しております。

次に、2つ目の観点の「都市環境への影響」でございますが、「搬出入車両の増加に伴う交通への影響」および「生活環境影響調査による評価」の2点について、検討しております。まず「搬出入車両の増加に伴う交通への影響」でございますが、当該施設への廃乾電池の搬入車両は、事業計画によると1日あたり2台、往復4台であり、搬入の際に通行する市道北畝南畝線の平日交通量9,554台や、国道430号の22,678台と比較して非常に少ないため、周辺の交通環境や生活環境に及ぼす影響は非常に軽微であると考えられます。次に「生活環境影響調査による評価」についてでございますが、施設が稼働することに伴いまして、悪臭、大気質、騒音、振動、水質汚濁など、周辺環境にどのような影響があるかを、廃棄物処理法により義務づけられた生活環境影響調査により調査・予測しており、いずれも基準値以下で特段の影響がないという結果が得られております。調査の結果につきましては、資料右側にとりまとめたものを記載しております。一つ目の「悪臭」についてですが、当該敷地は悪臭防止法における特定悪臭物質濃度規制地域の第1種区域に該当するため、特定悪臭物質（22物質）について現地調査を行いました。その結果、全ての項目及び全ての時間帯において、敷地境界の規制基準値以下であったため、周囲の環境に影響はないと考えております。次の大気質、騒音、振動の3項目についてでございますが、当該敷地位置が工業専用地域であることからいずれも関係法令の基準は適用外となっておりますが、参考として調査結果を各種基準等に照らし合わせて評価しております。まず「大気質」についてでございますが、環境基本法に基づき環境省が定めた「大気汚染に係る環境基準」では、工業専用地域は適用外とされていますが、これを準用した場合においても実測値及び予測値は各種基準を下回っており、また、排出ガスについても各種排出基準を下回っているため、周囲の環境に影響はないと考えております。次に「騒音」についてでございますが、これも工業専用地域ということで、騒音規制法の指定地域から除外されておりますが、騒音規制法における工業地域の規制基準を準用した場合においても、全ての時間区分で実測値が基準値を下回っているため、周囲の環境に影響はないと考えております。「振動」につきましても、工業専用地域ということで、振動規制法の指定地域から除外されておりますが、振動規制法における工業地域の規制基準を準用した場合においても、基準値を下回る結果となっており、周囲の環境に影響はないと考えております。最後の「水質汚濁」につきましては、本事業計画では電気炉への間接冷却用の間接水しか供給されないので、廃乾電池の処分による排水への影響はなく、また、保管場所においても蓋付きドラム缶で保管するため、保管場所からの雨水排水への影響もないことから、「水質汚濁」については調査対象としておりません。これらの調査、予測結果により、都市環境への影響につきましても、問題がないものと判断されることから、当該施設の敷地の位置は都市計画上支障がないものと考えております。なお、今回お諮りをしております施設の設置につきましては、地元関係者の了解も得ているという状況でございます。第3号議案の説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思ひます。

委 員 確認させて頂きたいのですが、産業廃棄物処理施設の議案だとは理解してはいますが、施設自体に変更があるのではなくて、新たに廃乾電池の保管場所ができるということで解していいのか、それとも今まで産業廃棄物処理施設としての位置づけで使っていなかったものを、廃乾電池処理の就業をするために産業廃棄物処理施設の位置づけを取ろうとするものなのか教えて頂きたい。

事 務 局 今回の施設は、今までは普通の製鉄工場の位置づけで稼働しておりましたが、廃乾電池を処分するにあたりまして、廃乾電池が産業廃棄物になりますので、かつてに処分することはできないため、産業廃棄物処理施設として(東京製鐵株式会社)が倉敷市に建築許可を求めまして、その流れで今回都市計画審議会でその敷地の位置で問題ないかということ、委員の皆様にお諮り頂いています。

会 長 確認ですが、産業廃棄物処理は、今回初めて行うということによろしいか

事 務 局 そうです。今までの工場から産業廃棄物処理施設という位置づけに変わります。

委 員 了解しました。

委 員 廃乾電池の選別の段階で出ていきます水銀についてです。口答では、適正な処理をするという表現でご説明がありましたが、説明資料ではそのことが特段明記されておらず、3ページの処理品目では「水銀を含有する乾電池は除く」とだけ明記されておられます。その他のところでは、5ページで「蓋付きドラム缶で保管するため」とか「水質汚濁については問題ない」と明記されていますが、選別の段階で水銀を含有する電池とその他の電池を一斉に区分をし、そして、その保管を適正にするということが、明記されていた方が水銀については取り扱いが異なるため、口答の説明をもう少し議事録で明記するなり、きちんとした上で採決に入った方がいいと思ひます。

事 務 局 説明資料、口答説明に水銀の取り扱いが不足しておりました。選別の段階で水銀を含む可能性があるボタン型電池は除去します。そして、除去されたボタン型電池は、東京製鐵株式会社が出す産業廃棄物として、普通の水銀含有電池を処分するルートにのせて、別の場所で適正に処分する事業計画になっています。そのため、東京製鐵株式会社が処分する産業廃棄物には、水銀含有電池は基本的には含まれないということになっておられます。

委員 そのことについては了解しましたが、この資料を見る限りでは、その説明が明確に伝わりにくいということが懸念されたためです。

会長 議事録で管理の説明を明確にしておくということでよろしいでしょうか。

委員 了解しました。

会長 他に質問はありますか。

(特に質問なし)

会長 ご意見、ご質問もおおむね出つくしたようです。第3号議案につきまして、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(各委員：異議なし)

会長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、第3号議案につきまして、原案どおり承認することと決定いたします。

【閉 会】

会長 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。円滑な議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。それでは、進行を事務局にお返しします。

司 会 皆様には、お忙しい中、本審議会にお集まりいただき、ありがとうございます。これをもちまして「第154回岡山県都市計画審議会」を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。